

参照条文の補足

○国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）

（この法律の目的及び効力）

第 1 条① この法律は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条に規定する一般職に属する職員（……）の公務上の災害（負傷，疾病，障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い，あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い，もって被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

② （略）

（人事院の権限）

第 2 条 人事院は，この法律の実施に関し，次に掲げる権限及び責務を有する。

一 （略）

二 この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し，及び人事院指令を発すること。

三～八 （略）

（実施機関）

第 3 条① 人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関……をいう。以下同じ。）は，この法律及び人事院規則で定めるところにより，この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

② （略）

③ 実施機関は，この法律及び人事院が定める方針，基準，手続，規則及び計画に従って補償の実施を行わなければならない。

④ （略）

（福祉事業）

第 22 条① 人事院及び実施機関は，被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一 （略）

二 被災職員の療養生活の援護，被災職員が受ける介護の援護，その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

②～③ （略）

（福祉事業の運営に関する措置の申立て等）

第 25 条① 実施機関の実施している第 22 条第 1 項に規定する福祉事業の運営に関し不服のある者は，人事院規則に定める手続に従い，人事院に対し，実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

② 前条第 2 項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

○人事院規則 16—3 (災害を受けた職員の福祉事業) (昭和 48 年人事院規則 16—3)

(趣旨)

第 1 条 公務上の災害 (負傷, 疾病, 障害又は死亡をいう。以下同じ。) 又は通勤による災害を受けた職員の社会復帰の促進並びにこれらの職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業 (以下「福祉事業」という。) については, 別に定めるもののほか, この規則の定めるところによる。

(福祉事業の種類)

第 2 条 福祉事業の種類は, 次のとおりとする。

一～六 (略)

七 奨学援護金の支給

八～十八 (略)

(奨学援護金の支給)

第 15 条① 実施機関は, 次の各号のいずれかに該当する者のうち, 当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る平均給与額が一万六千円以下である者には, 奨学援護金を支給するものとする。次の各号のいずれかに該当する者のうち, 当該各号に規定する補償に係る平均給与額が, 同日において一万六千円を超えており, 同日後一万六千円以下となった者についても, 同様とする。

一 障害補償年金 (第 3 級以上の障害等級に該当する障害に係るものに限る。……) 又は遺族補償年金を受ける権利を有する者のうち, 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校 (幼稚園を除く。) ……に在学する者…… (以下「在学者等」という。) で学資の支弁が困難であると認められるもの

二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者のうち, 在学者等である子 (……) と生計を同じくしている者で当該在学者等である子に係る学資の支弁が困難であると認められるもの

三 遺族補償年金を受ける権利を有する者のうち, 職員の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた当該職員の子 (……) で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者で当該在学者等であるものに係る学資の支弁が困難であると認められるもの

② (略)

第 16 条 奨学援護金の額は, 次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 小学校, 義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者にあつては, 一人につき月額一万四千元

二 中学校, 義務教育学校の後期課程, 中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては, 一人につき月額一万八千元

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第 1 学年から第 3 学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあっては、一人につき月額一万八千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号の人事院が定める者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者にあっては、一人につき月額三万九千円

第 17 条① 奨学援護金の支給は、第 15 条第 1 項前段に規定する者にあつては同項各号に該当するに至った日の属する月の翌月（……）、同項後段に規定する者にあつては同項後段に該当するに至った日の属する月から始め、支給すべき事由の消滅した日の属する月で終わる。

②～③ （略）

④ 実施機関は、在学者等について奨学援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、その事情が存する期間、当該在学者等に係る奨学援護金を支給しないことができる。

○労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

第 1 条 労働者災害補償保険は、業務上の事由……又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の 2 以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 2 条の 2 労働者災害補償保険は、第 1 条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の 2 以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

第 7 条① この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付

二 （略）

三 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付

四 （略）

②～③ （略）

第 9 条① 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給

を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

②～③ (略)

第 12 条の 8① 第 7 条第 1 項第 1 号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 (略)

二 休業補償給付

三～七 (略)

② 前項の保険給付(……)は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由……が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

③～④ (略)

第 14 条① 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第 4 日目から支給するものとし、その額は、1 日につき給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する額とする。(ただし書略)

② (略)

第 29 条① 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

一 (略)

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 (略)

② 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

③ (略)

第 38 条① 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② (略)

③ 第 1 項の審査請求及び再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第 40 条 第 38 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

○労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)

第 32 条 法第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援

護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとする。

第 33 条① 労災就学援護費は、次のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。

一 遺族補償年金……又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）……に在学している者……（以下この項において「在学者等」という。）であって、学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの

二 遺族補償年金……又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの

三 別表第一の障害等級第 1 級、第 2 級若しくは第 3 級の障害補償年金……又は障害年金を受ける権利を有する者のうち、在学者等であって、学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの

四 障害補償年金……又は障害年金を受ける権利を有する者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの

五 傷病補償年金……又は傷病年金を受ける権利を有する者のうち、在学者等である子と生計を同じくしている者であり、かつ傷病の程度が重篤な者であって、当該在学者等に係る学資又は職業訓練に要する費用の支給を必要とする状態にあるもの

② 労災就学援護費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者 対象者一人につき月額一万四千元

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 対象者一人につき月額一七千元（……）

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有するものと都道府県労働基準局長が認める者を対象とする普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号）附則第 2 条第 1 項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練を受ける者 対象者一人につき月額一万七千元（ただし、通信による教育を行う課程に在学する者にあつては、一人につき月額一万四千元）

四 大学、高等専門学校の第 4 学年、第 5 学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において普通職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）若しくは高度職業訓練を受ける者 対象者一人につき月額三万九

千円 (……)

- ③ 前 2 項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

* 労災就学援護費の不支給決定の処分性を肯定した最判平成 15・9・4 判時 1841 号 89 頁の事件当時は、労災保険法施行規則に上記の 32 条、33 条に相当する規定はなく、わずかに労災就学援護費に関する事務は所轄労働基準監督署長が行う旨、および社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の限度が定められているにすぎなかった。そして、労災就学援護費の支給対象者や支給額等の給付の実体面や、支給手続として、申請書を提出させ、それに対して所轄労働基準監督署長が支給・不支給の決定をし、その旨を申請者に通知すること等が、すべて、厚生労働省労働基準局長通知別添である「労災就学等援護費支給要綱」において定められていた（「労災就学等援護費支給要綱」は、現行のものでよければ、厚生労働省のウェブサイトで見ることができます）。